

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年 **3** 月 **31** 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 5 2 号

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給調整手当に関する規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、<u>第一種初任給調整手当（以下「初任給調整手当」という。）</u>の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。